

デジタル庁  
告示第二十二号  
総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第一百七十六条の規定に基づき、平成二十九年内閣府・総務省告示第一号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月二十八日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

〔一〇二二三 略〕  
 二十四 主務省令第六十七條第五号に掲げる事務 同号ロに掲げる情報  
 二十五 主務省令第六十七條第六号に掲げる事務 同号ロに掲げる情報  
 二十六 主務省令第六十七條第十八号に掲げる事務 同号ハに掲げる情報  
 二十七 主務省令第六十七條第十九号に掲げる事務 同号ハに掲げる情報  
 二十八 主務省令第六十七條第二十号に掲げる事務 同号に掲げる情報  
 二十九 主務省令第六十七條第二十一号に掲げる事務 同号に掲げる情報  
 三十 主務省令第六十七條第二十一号に掲げる事務 同号に掲げる情報  
 三十一 主務省令第六十七條第二十三号に掲げる事務 同号に掲げる情報  
 三十二 主務省令第六十七條第二十四号に掲げる事務 同号に掲げる情報  
 〔三十三・三十四 略〕  
 三十五 主務省令第八十五條第六号に掲げる事務 同号ロに掲げる情報  
 三十六 主務省令第八十五條第七号に掲げる事務 同号ロに掲げる情報  
 三十七 主務省令第八十五條第十九号に掲げる事務 同号ハに掲げる情報  
 三十八 主務省令第八十五條第二十号に掲げる事務 同号ハに掲げる情報  
 三十九 主務省令第八十五條第二十一号に掲げる事務 同号に掲げる情報  
 四十 主務省令第八十五條第二十二号に掲げる事務 同号に掲げる情報  
 四十一 主務省令第八十五條第二十三号に掲げる事務 同号に掲げる情報  
 四十二 主務省令第八十五條第二十四号に掲げる事務 同号に掲げる情報  
 四十三 主務省令第八十五條第二十五号に掲げる事務 同号に掲げる情報  
 〔四十四〓九十五 略〕

〔一〇二二三 同上〕  
 二十四 主務省令第六十七條第四号に掲げる事務 同号ロに掲げる情報  
 二十五 主務省令第六十七條第五号に掲げる事務 同号ロに掲げる情報  
 二十六 主務省令第六十七條第十六号に掲げる事務 同号ハに掲げる情報  
 二十七 主務省令第六十七條第十七号に掲げる事務 同号ハに掲げる情報  
 二十八 主務省令第六十七條第十八号に掲げる事務 同号に掲げる情報  
 二十九 主務省令第六十七條第十九号に掲げる事務 同号に掲げる情報  
 三十 主務省令第六十七條第二十号に掲げる事務 同号に掲げる情報  
 三十一 主務省令第六十七條第二十一号に掲げる事務 同号に掲げる情報  
 三十二 主務省令第六十七條第二十二号に掲げる事務 同号に掲げる情報  
 〔三十三・三十四 同上〕  
 三十五 主務省令第八十五條第五号に掲げる事務 同号ロに掲げる情報  
 三十六 主務省令第八十五條第六号に掲げる事務 同号ロに掲げる情報  
 三十七 主務省令第八十五條第十七号に掲げる事務 同号ハに掲げる情報  
 三十八 主務省令第八十五條第十八号に掲げる事務 同号ハに掲げる情報  
 三十九 主務省令第八十五條第十九号に掲げる事務 同号に掲げる情報  
 四十 主務省令第八十五條第二十号に掲げる事務 同号に掲げる情報  
 四十一 主務省令第八十五條第二十一号に掲げる事務 同号に掲げる情報  
 四十二 主務省令第八十五條第二十二号に掲げる事務 同号に掲げる情報  
 四十三 主務省令第八十五條第二十三号に掲げる事務 同号に掲げる情報  
 〔四十四〓九十五 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

この告示は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十九号）の施行の日又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十八号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。